

平成21年度包括外部監査の結果 指摘事項の措置状況

(公表日：平成22年7月30日)

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応区分
P196	第5 個別契約事務に対する結果及び意見 3. 少額の委託契約事務(情報システム以外) (1) 地区公民館管理業務委託について	現行のあいまいな契約内容では、管理者によって委託業務の内容に精粗ばらつきが生じ、その結果として委託料の妥当性を欠く場合も出てくる。したがって、管理業務の内容を契約書に記載すべきである。	倉敷公民館	各地区館へ調査票を送り、その回答を参考に、共通の管理業務の内容を下記のとおり契約書に記載いたしました。 第1条 2 乙は、甲の指示に従い下記の夜間管理業務を実施するものとする。 (1) 午後5時15分から午後6時の間に館の開館(利用開始時間前) (2) 電気、冷暖房等の点灯等(スイッチ点検) (3) 利用終了後、戸締り及び火の元(ガス元栓等)管理 (4) 電気、冷暖房等の消灯等(スイッチ点検) (5) 午後9時15分から午後10時の間に館の施錠 (6) 管理業務日誌の記入 (7) その他館長の指示する業務 (平成22年4月)	措置済
P196	第5 個別契約事務に対する結果及び意見 3. 少額の委託契約事務(情報システム以外) (1) 地区公民館管理業務委託について	地区公民館管理業務の内容を具体化し仕様書を作成して、単価を見直すべきである。	倉敷公民館	管理業務の内容を具体化して仕様書を作成しました。 契約単価の見直しにつきましては、本市臨時職員(一般事務)の時間単価 908円を参考に、業務時間の合計である1.5時間を掛けて1,362円としました。そして、この単価の限度内で、今までどおり日額1,330円にしました。(平成22年4月)	措置済